

# 第13回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

## 議事要旨

日 時：令和8年1月16日（金） 13:30～14:00

場 所：Web開催

出席委員：別紙のとおり

事務局から、配付資料に基づき説明。その後、以下のとおり委員からご意見があつた。

- ・ 個票データについて、必要最小限の利用であることを審査する旨をガイドラインに明記する行政側としての必要性は理解できる。一方で、研究開始後に追加でデータが必要になる可能性もあることから、そのような場合には柔軟な対応ができるよう担保していただきたい。また、担当者が交代した場合であっても、対応が変わらないようにしていただきたい。
- ・ データの利用については、税務大学校に出向いて同校内で利用していることもあり、いったん特定のデータセット（各種税目の税務データ）を利用する研究が承認された場合、当該データセット内の項目については予め研究者の利用に制限をかけない運用を強くお願いしたい。
- ・ researchmap の掲載情報を活用することで応募手続を簡略化できるのであれば、その情報を活用した方がよいと考える。
- ・ 利用可能なデータが広がっていくのは、非常にありがたい。今後も、複数税目を組み合わせたテーマについて、所得税と相続税の組合せ、法人税と消費税の組合せに続けて、更に拡充してもらいたい。また、租税特別措置法の別表についても、更なる拡充を検討してもらいたい。
- ・ 過去に実施された研究テーマであっても、研究内容を継承し質の向上を図ることは重要であるので、同じテーマで応募してもよいものと考える。

- 多くの研究者に共同研究に対する関心を持ってもらうため、引き続き積極的な広報周知を行って欲しい。これまでに応募された研究者にも、ぜひ声を掛けて欲しい。特に、新規や若手の研究者からの応募が増えてくるとよいと考える。

以 上